

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月31日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町規則第 5 号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（昭和50年7月河合町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第4号中「参事、」を削り、同条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、理事及び参事を置くことがある。なお、理事及び参事は臨時的任用職員をもって充てるものとし、その所掌は次の各号のとおりとする。  
また、席次については、理事は次長の上席とし、参事は主幹相当とする。

(1) 理事は、部課に属さず、特命事項を掌理する。

(2) 参事は、部課に属し、特命事項を掌理する。

第2条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、同条第10項中「第1条第10号」を「第1条第9号」に改め、同項を同条第9項とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。